

様式第十一（第8条関係）

認定新事業活動計画の内容の公表

1. 認定をした年月日

令和3年4月23日

2. 認定新事業活動実施者名

株式会社L u u p

3. 認定新事業活動計画の目標

ヘルメットの着用を任意とした場合でも、電動キックボードが安全に利用でき、利用者数の増加および満足度が高まることを検証する。加えて、普通自転車専用通行帯の走行、自転車道の走行、さらには交通規制の対象から普通自転車が除外されている一方通行路の双方走行においても、安全かつ円滑に走行できることを合わせて検証することで、電動キックボードの適切な規制を検討していくにあたっての判断材料を提供していくことを目的にしている。

4. 認定新事業活動計画の内容

(1) 新事業活動に係る事業の内容

下記(2)に記載するエリア内で、利用者に対して、一定期間、電動キックボードを利用する権利を付与し、利用者の走行データをGPSを介して収集する。

収集したデータについては、これまでにに行った実証実験で得られたデータ等との比較分析を行う。

(2) 新事業活動を行う場所の住所

- ①大阪府大阪市
- ②東京都品川区
- ③東京都渋谷区
- ④東京都新宿区
- ⑤東京都世田谷区
- ⑥東京都港区
- ⑦東京都目黒区

(3) 規制の趣旨に照らし、新事業活動と併せて実施することが必要となる措置の内容

新事業活動計画に従って実施する事業が、次の1)、2)、3)をいずれも満たし、かつ本事業で使用される電動キックボード（以下「小型電動車」という。）が次の一定の基準を満たしていること。

- 1) 貸し渡される小型電動車の走行速度その他の運転の状況に関する記録の作成を適切に行う旨が記載されていること。
- 2) 貸し渡される小型電動車に係る交通事故があった場合その他当該新事業活動の安全な実施に支障が生じた場合における国家公安委員会への報告その他の必要な措置が行われる旨が記載されていること。
- 3) 当該新事業活動を実施する区域として記載された区域内に交通の著しく頻繁な道路がないこと。

(一定の基準の内容)

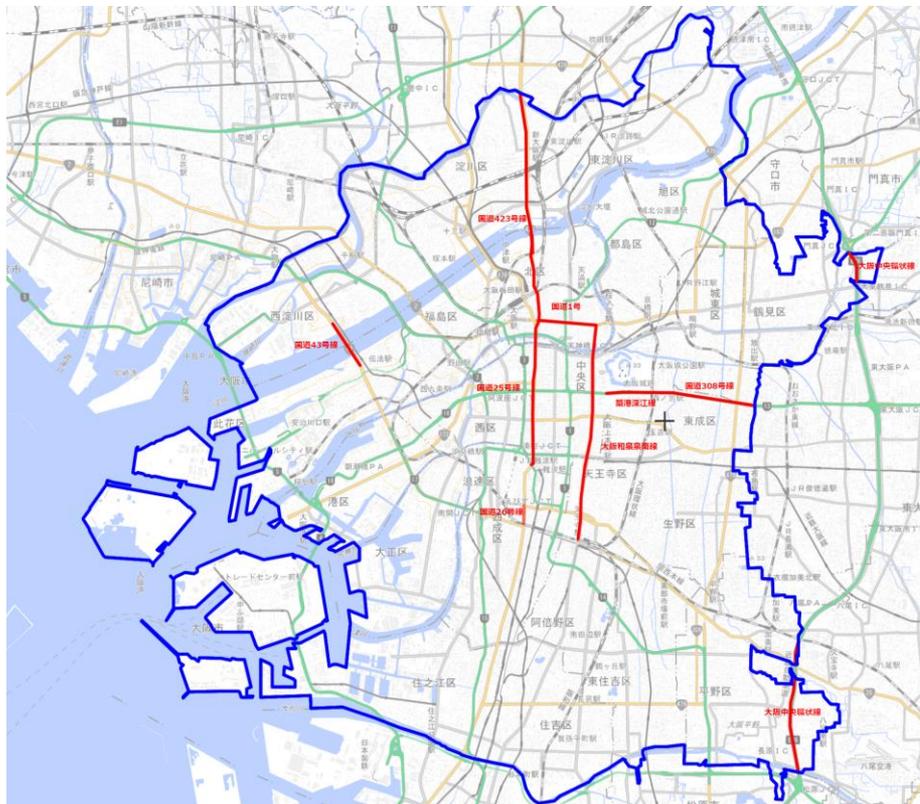
ア 車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。

(ア) 長さ 140センチメートル

- (イ) 幅 80センチメートル
- (ウ) 高さ 140センチメートル
- イ 車体の構造は、次に掲げるものであること。
- (ア) 原動機として、電動機を用いること。
- (イ) 15キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。
- (ウ) 運転者席は、立席であること。

5. 新事業活動の開始時期及び終了時期
令和3年4月～令和3年10月

株式会社Luup実証エリア 大阪府大阪市



青枠：実証エリア

赤線：特例対象外区間

国道423号
吹田市境～国道25号に接続

国道25号

国道423号に接続～難波5丁目（難波西口交差点については特例の対象区域に含む）

国道26号

浪速区戎本町1丁目（大国交差点を特例の対象区域に含む）～西成区花園北1丁目（花園北交差点を特例の対象区域に含む）

国道43号

新伝法大橋（高架部分）

国道1号

北区曾根崎2丁目（梅田新道交差点を特例の対象区域に含む）～北区東天満2丁目（東天満交差点を特例の対象区域に含まない）

大阪和泉泉南線

北区東天満2丁目（東天満交差点を特例の対象区域に含まない）～阿倍野区阿倍野筋1（近鉄前交差点を特例の対象区域に含む）

築港深江線

中央区馬場町3（法円坂交差点を特例の対象区域に含む）～国道308号線に接続

国道308号

東大阪市境～築港深江線に接続

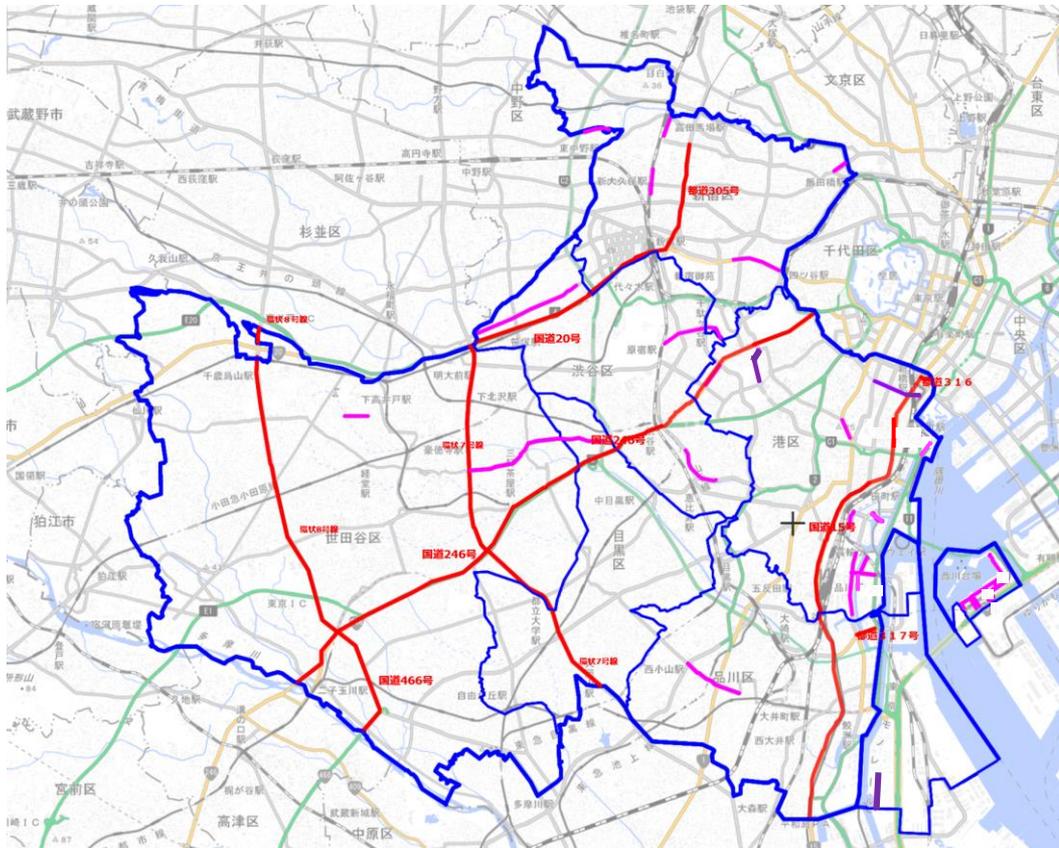
大阪中央環状線

鶴見区茨田大宮1丁目～鶴見区安田2丁目
平野区加美東7丁目～平野区加美南5丁目
平野区長吉出戸3丁目～平野区長吉川辺2丁目

※2021/4/23 現在
今後変更の可能性あり

株式会社Luup実証エリア

東京都品川区、渋谷区、新宿区、世田谷区、港区、目黒区全域で実施予定



青枠：実証エリア

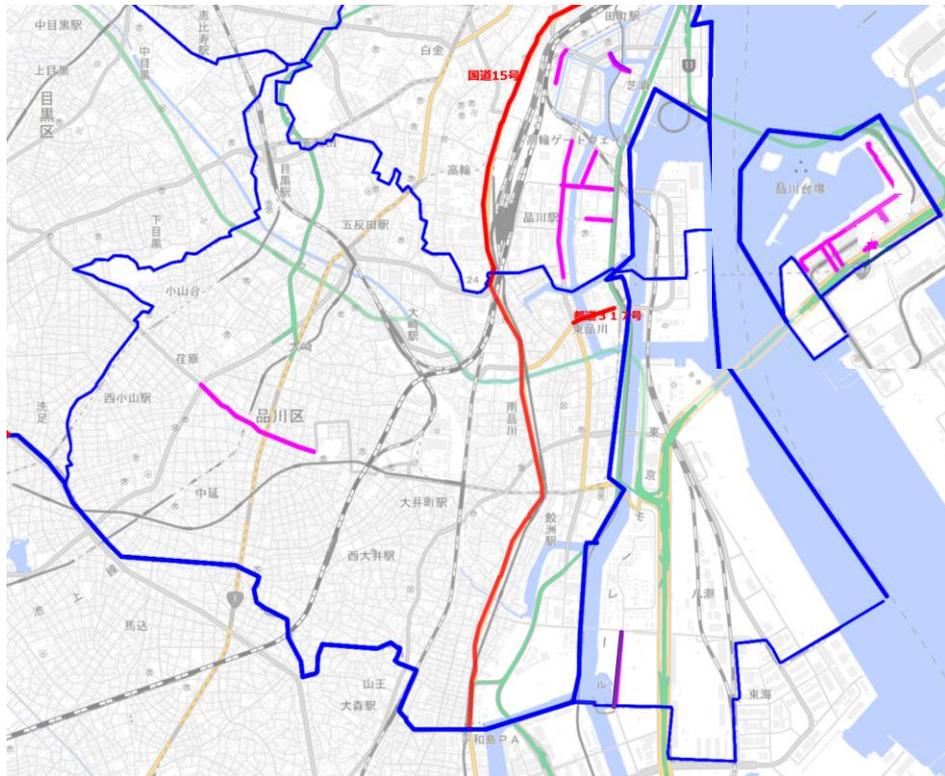
赤線：特例対象外区間

ピンク線：普通自転車専用通行帯

紫線：自転車道

※2021/4/23 現在
今後変更の可能性あり

株式会社Luup実証エリア 東京都品川区



青枠：実証エリア

赤線：特例対象外区間

都道317号線

品川区東品川1丁目39番（新東海橋交差点は特例の対象区域に含む）～品川区東品川2丁目5番（天王洲アイル交差点は特例の対象区域に含む）

国道15号線

品川区北品川4丁目7番（港区境）～品川区南大井2丁目12番（大田区境）

ピンク線：普通自転車専用通行帯

一般都道

品川区西中延1丁目1番10号先～品川区平塚1丁目17番6号先

品川区戸越3丁目9番17号先～品川区戸越4丁目9番11号先

品川区戸越5丁目7番5号先～品川区戸越5丁目3番1号先

品川区東中延1丁目4番5号先～品川区西中延1丁目2番4号先

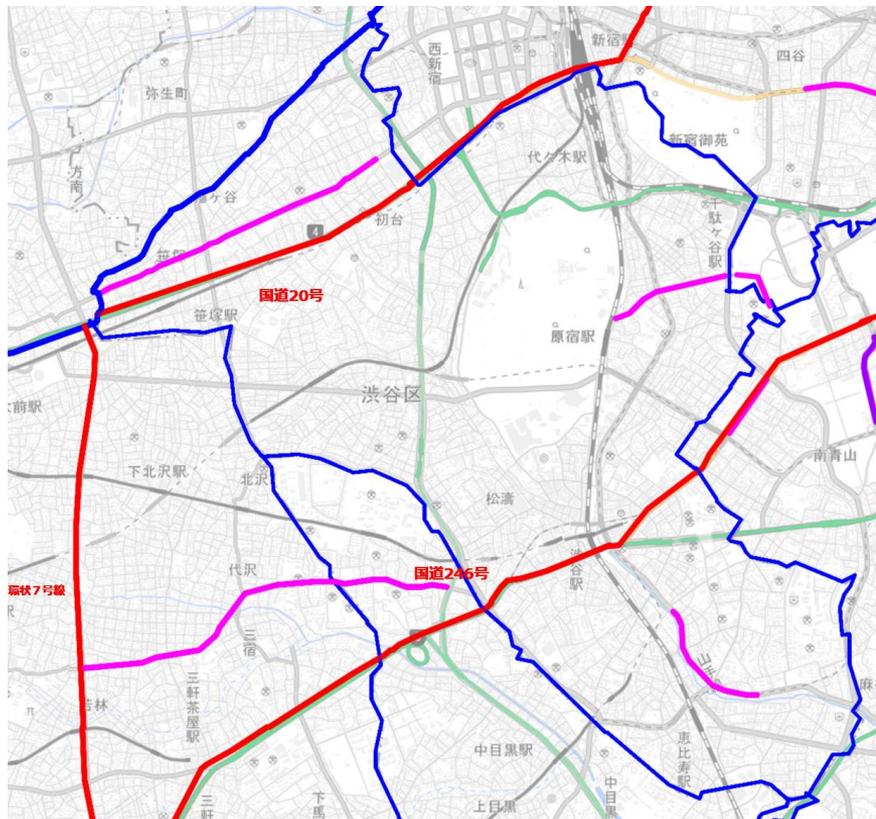
紫線：自転車道

区市町村道

品川区八潮4丁目1番先～品川区八潮4丁目2番先

※2021/4/23 現在
今後変更の可能性あり

株式会社Luup実証エリア 東京都渋谷区



青枠：実証エリア

赤線：特例対象外区間

国道20号
新宿区境～杉並区境
国道246号
港区境～目黒区境

ピンク線：普通自転車専用通行帯

水道道路
渋谷区本町1丁目5番1号先～渋谷区笹塚2丁目2番9号先北西角

明治通り

渋谷区広尾1丁目1番先東角～渋谷区東2丁目2番3号先

区市町村道

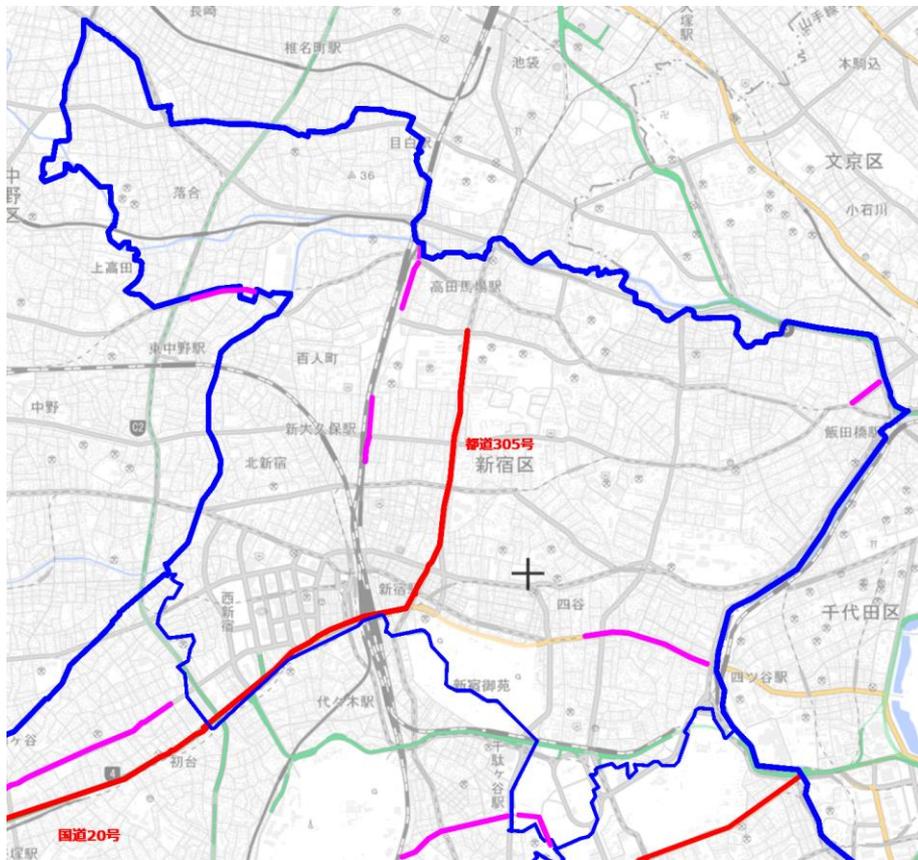
渋谷区千駄ヶ谷3丁目6番2号先～渋谷区千駄ヶ谷2丁目3番20号先

明治通り

渋谷区広尾1丁目14番15号先～渋谷区広尾1丁目15番3号先

※2021/4/23 現在
今後変更の可能性あり

株式会社Luup実証エリア 東京都新宿区



青枠：実証エリア

赤線：特例対象外区間

都道305号線

新宿区新宿3丁目1番（新宿四丁目交差点）～ 新宿区大久保3丁目14番（諏訪町交差点については特例の対象区域に含む）

※ 新宿四丁目交差点は、特例の対象に含まない

国道20号

新宿区新宿3丁目1番（新宿四丁目交差点）～ 渋谷区境

ピンク線：普通自転車専用通行帯

主要地方道

新宿区新小川町1番14号先～新宿区津久戸町5番1号先区市町村道

区市町村道

新宿区霞ヶ丘町4番先南角～新宿区霞ヶ丘町5番先北西角

新宿区百人町1丁目7番20号先～新宿区百人町1丁目8番6号先

新宿区百人町2丁目3番先～新宿区百人町2丁目3番先

新宿区高田馬場1丁目31番8号先～新宿区高田馬場1丁目35番3号先

新宿区高田馬場2丁目18番1号先～豊島区境

早稲田通り

新宿区上落合2丁目28番1号先～新宿区上落合1丁目5番3号先

国道20号

新宿区四谷1丁目2番地4先～新宿区四谷3丁目5番地5先

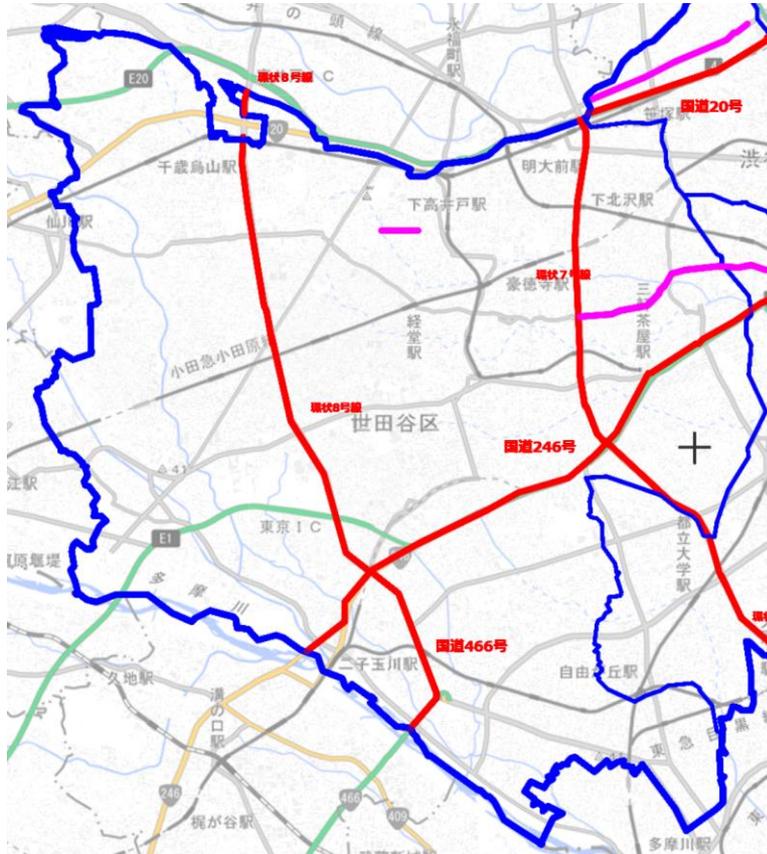
新宿区四谷3丁目7番地先南西角～新宿区四谷2丁目2番地17先

新宿区四谷3丁目9番地12先～新宿区四谷3丁目13番地12先

新宿区四谷4丁目9番地12先～新宿区四谷3丁目11番地2先

※2021/4/23 現在
今後変更の可能性あり

株式会社Luup実証エリア 東京都世田谷区



青枠：実証エリア

赤線：特例対象外区間

国道246号
目黒区境～世田谷区鎌田1丁目1番（神奈川県境）
環状7号線
世田谷区大原2丁目23番（杉並区境）～目黒区境
環状8号線
世田谷区上北沢5丁目41番～世田谷区野毛1丁目25番（第三京浜入口交差点については特例の対象区域に含む）

ピンク線：普通自転車専用通行帯

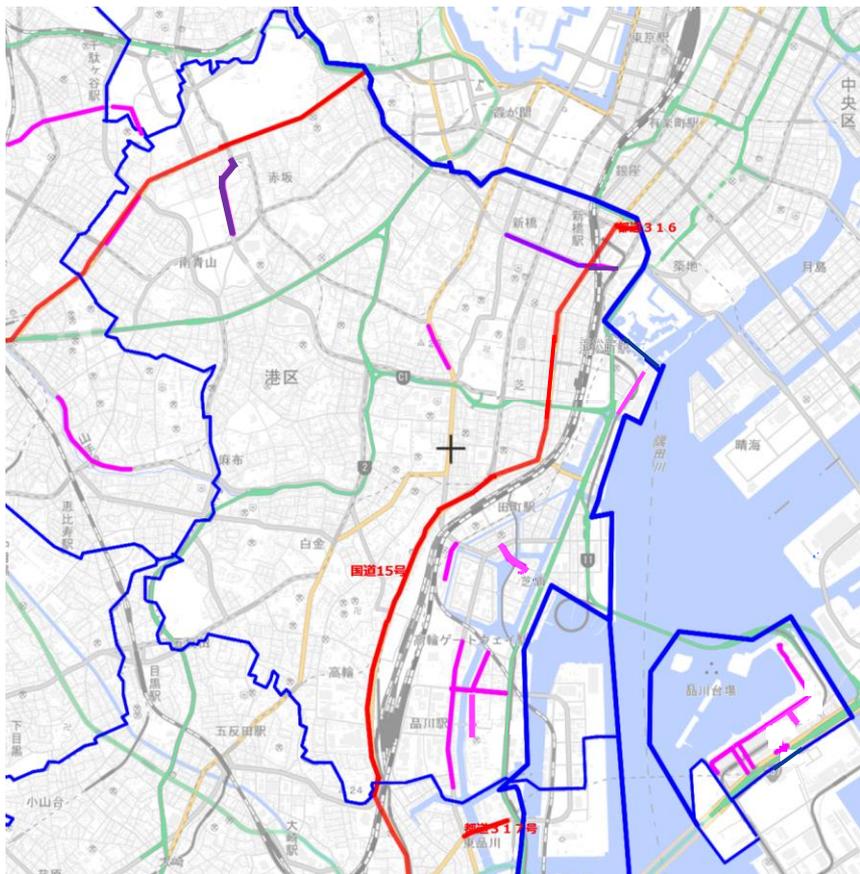
淡島通り
目黒区大橋2丁目1番1号先～世田谷区若林2丁目36番6号先

区市町村道

世田谷区桜上水3丁目17番6号先～世田谷区赤堤5丁目2番1号先

※2021/4/23 現在
今後変更の可能性あり

株式会社Luup実証エリア 東京都港区



青枠：実証エリア

赤線：特例対象外区間

国道15号

港区新橋1丁目1番（都道316号線接続）～港区港南2丁目1番（品川区境）

都道316号

港区東新橋1丁目5番（中央区境）～港区新橋1丁目1番（国道15号線接続）

国道246号

渋谷区境～千代田区境 ※上記区間中の普通自転車専用通行帯（港区南青山3丁目1番3号先～港区南青山3丁目11番13号先、港区北青山3丁目5番22号先～港区北青山3丁目3番10号先）は、特例の対象とはならない。

ピンク線：普通自転車専用通行帯

区市町村道

港区芝浦3丁目18番17号先～港区芝浦4丁目22番1号先

港区港南4丁目2番5号先～港区港南4丁目2番36号先

港区芝浦4丁目2番25号先～港区芝浦4丁目2番8号先

港区港南3丁目4番先北西角～港区港南3丁目6番21号先

港区海岸1丁目13番19号先～港区海岸1丁目14番17号先

一般都道

港区港南1丁目5番先南西角～港区港南3丁目8番1号先

臨港道路

港区台場2丁目3番1号先～江東区境

港区台場1丁目4番先～港区台場1丁目4番先

港区台場1丁目5番1号先～港区台場1丁目5番2号先

国道357号

港区台場2丁目4番8号先～港区台場2丁目3番1号先

港湾道

港区台場1丁目9番先南西角～港区台場1丁目4番先東角

港区台場1丁目7番1号先～港区台場2丁目4番先南西角

港区台場2丁目6番1号先～港区台場1丁目9番1号先

国道246号

港区南青山3丁目1番3号先～港区南青山3丁目11番13号先

港区北青山3丁目5番22号先～港区北青山3丁目3番10号先

国道1号

港区東麻布1丁目2番5号先～港区麻布台2丁目3番7号先

旧海岸通り

港区港南1丁目4番1号先～港区港南2丁目11番17号先

紫線：自転車道

環状2号線

港区西新橋2丁目32番先～港区東

新橋1丁目9番先

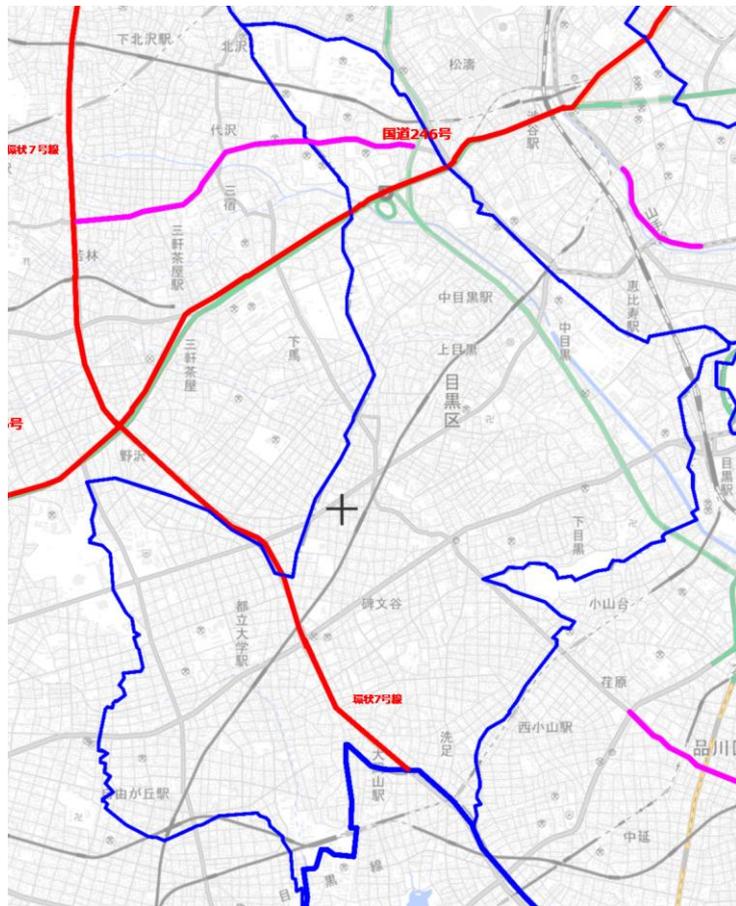
外苑東通り

港区南青山2丁目2番先～港区六本

木7丁目22番先

※2021/4/23 現在
今後変更の可能性あり

株式会社Luup実証エリア 東京都目黒区



青枠：実証エリア

赤線：特例対象外区間

環状7号線

目黒区南3丁目15番（大田区境）～世田谷区境

国道246号線

渋谷区境～世田谷区境

ピンク線：普通自転車専用通行帯

淡島通り

目黒区大橋2丁目1番1号先～世田谷区若林2丁目3番6号先

※2021/4/23 現在
今後変更の可能性あり